

**国際復興開発銀行**

**総務会**

**決議第663号**

**2018年一般増資**

理事会は、授権資本の増額を通じた銀行の資金拡充の問題を検討し、こうした増額が望ましいとの結論に達した。理事会は、2018年6月4日に承認された報告書において、総務会に対し、前述の資本の増額に関する提案を提出した。

理事会は、全ての加盟国が、一定の条件の下、これまで応募した株式及び応募することを認められる株式の総数に比例して、新しく授権される資本の株式に応募することが認められるべきとの提案を行った。これには、「2018年選択増資」と題する決議(以下、「選択増資決議」と呼ぶ。)に従い一部加盟国が応募を認められることとなる株式が含まれる。

以上に基づき、総務会は以下のとおり決議する。

1. 銀行の授権資本は、230,500株増加される。1株は、1944年7月1日現在の量目と純分における合衆国ドルを単位として100,000合衆国ドルの額面価額を有するが、これは、理事会の解釈により、120,635合衆国ドルと等価となる。
2. 銀行の各加盟国は、下記パラグラフ3において設定される条件の下、次の表において自国名の横に記載されている総株式数まで応募することが認められる。

Member	Number of Shares Allocated under the GCI	Member	Number of Shares Allocated under the GCI
Afghanistan	55	El Salvador	46
Albania	113	Equatorial Guinea	71
Algeria	1,136	Eritrea	60
Angola	369	Estonia	113
Antigua and Barbuda	60	Ethiopia	152
Argentina	2,540	Fiji	118
Armenia	166	Finland	1,141
Australia	3,243	France	9,022
Austria	1,507	Gabon	95
Azerbaijan	240	Gambia, The	78
Bahamas, The	127	Georgia	214
Bahrain	136	Germany	9,849
Bangladesh	655	Ghana	224
Barbados	88	Greece	371
Belarus	406	Grenada	62
Belgium	3,596	Guatemala	203
Belize	53	Guinea	189
Benin	127	Guinea-Bissau	62
Bhutan	69	Guyana	143
Bolivia	260	Haiti	157
Bosnia and Herzegovina	81	Honduras	65
Botswana	76	Hungary	1,035
Brazil	5,410	Iceland	164
Brunei Darussalam	224	India	7,074
Bulgaria	632	Indonesia	2,397
Burkina Faso	127	Iran, Islamic Republic of	3,358
Burundi	106	Iraq	422
Cabo Verde	74	Ireland	781
Cambodia	51	Israel	613
Cameroon	224	Italy	6,325
Canada	5,852	Jamaica	311
Central African Republic	99	Japan	16,603
Chad	99	Jordan	194
Chile	980	Kazakhstan	477
China	13,860	Kenya	348
Colombia	980	Kiribati	69
Comoros	37	Korea, Republic of	3,762
Congo, Democratic Republic of	346	Kosovo	127
Congo, Republic of	106	Kuwait	1,865
Costa Rica	115	Kyrgyz Republic	113
Cote d'Ivoire	355	Lao People's Democratic Republic	30
Croatia	281	Latvia	168
Cyprus	175	Lebanon	111
Czech Republic	786	Lesotho	97
Denmark	1,749	Liberia	62
Djibouti	81	Libya	952
Dominica	58	Lithuania	187
Dominican Republic	260	Luxembourg	233
Ecuador	376	Macedonia, former Yugoslav Republic of	53
Egypt, Arab Republic of	1,079	Madagascar	207

Member	Number of Shares Allocated under the GCI	Member	Number of Shares Allocated under the GCI
Malawi	159	Solomon Islands	74
Malaysia	1,051	Somalia	65
Maldives	44	South Africa	1,726
Mali	168	South Sudan	145
Malta	127	Spain	4,393
Marshall Islands	41	Sri Lanka	521
Mauritania	131	St. Kitts and Nevis	25
Mauritius	148	St. Lucia	65
Mexico	3,965	St. Vincent and the Grenadines	32
Micronesia, Federated States of	48	Sudan	168
Moldova	201	Suriname	39
Mongolia	69	Swaziland	51
Montenegro	81	Sweden	2,088
Morocco	671	Switzerland	3,395
Mozambique	136	Syrian Arab Republic	249
Myanmar	350	Tajikistan	122
Namibia	182	Tanzania	134
Nauru	53	Thailand	1,143
Nepal	143	Timor-Leste	76
Netherlands	4,495	Togo	161
New Zealand	936	Tonga	71
Nicaragua	88	Trinidad and Tobago	320
Niger	99	Tunisia	171
Nigeria	1,614	Turkey	2,547
Norway	1,390	Turkmenistan	69
Oman	205	Tuvalu	41
Pakistan	1,176	Uganda	95
Palau	2	Ukraine	1,335
Panama	95	United Arab Emirates	585
Papua New Guinea	189	United Kingdom	9,022
Paraguay	168	United States	38,662
Peru	756	Uruguay	339
Philippines	987	Uzbekistan	353
Poland	1,701	Vanuatu	78
Portugal	742	Venezuela, Republica Bolivariana de	1,955
Qatar	231	Vietnam	440
Romania	682	Yemen, Republic of	224
Russian Federation	6,572	Zambia	392
Rwanda	152	Zimbabwe	362
Samoa	78		
San Marino	55		
Sao Tome and Principe	71		
Saudi Arabia	6,392		
Senegal	297		
Serbia	343		
Seychelles	25		
Sierra Leone	106		
Singapore	590		
Slovak Republic	396		
Slovenia	168		
		<b>Total Number of Shares</b>	<b>230,500</b>

3. 上記パラグラフ2の下で認められる出資は、以下の条件に基づく。

- (a) 1株当たりの応募価格は額面価額とする。
- (b) 各加盟国は、この決議が採択されてから5年が経過する日の前までに、随時、パラグラフ2の表において自国名の横に記載されている総株式数まで応募することができる。ただし、加盟国からの要請がある場合には、
  - (i) 応募期間の延長に関して総裁が課す条件が満たされることを条件として、総裁は応募期間をこの決議が採択されてから6年が経過する日まで延長することができ、さらに、
  - (ii) 応募期間の延長に関して理事会が課す条件が満たされることを条件として、理事会は応募期間をこの決議が採択されてから7年が経過する日まで延長することができる。
- (c) 株式に応募する加盟国は、協定第2条第7項(i)に基づき、以下を銀行に払い込む。
  - (i) 応募された株式の応募価格の2.0%に相当する金または合衆国ドル、及び
  - (ii) 応募価格の18.0%に相当する自国通貨又はその他の通貨による金額

ただし、いずれの場合においても、(A)現金により、又は下記パラグラフ(d)に従って払い込まれ、且つ(B)銀行の業務での利用のため、自由交換可能でなければならない。
- (d) 上記パラグラフ3(c)の金額の支払いは、銀行が受け入れ可能で、現金償還を迅速に行える無利子の約束手形で行うことができる。ただし、手形の表示通貨が合衆国ドル以外で、約束手形が現金化の日に合衆国ドルでの要支払額の価値を下回った場合、当該加盟国は、銀行が応募株式の購入価額の全額を受け取るよう、現金償還請求より20日間以内に、追加の支払いを行うものとする。
- (e) 株式への応募が銀行により受領される前に、加盟国は以下の措置を講じなければならない。
  - (i) 当該応募に必要な全ての措置を講じ、銀行の求めに応じ関連情報を銀行に提供すること。
  - (ii) 上記パラグラフ3(c)及び(d)に規定される払込みを行っていること。
  - (iii) 協定第2条第7項(i)に基づき、株式の応募価額のうち加盟国の自国通貨で支払われる部分について、銀行が業務において無制限かつ即時に使用するために必要なすべての措置を講じていること。
- (f) 本決議に基づく株式に応募することにより、加盟国は以下を行ったとみなされる。

- (i) 協定第4条第2項(a)及び(b)の下で認められた加盟国の権利、協定第5条第12項の下での手形その他の債務証券を自国通貨の代替とする権利、及びその他の権利または制限にかかわらず、払込資本の無制限かつ即座の使用に関して取消不能の同意を行ったこと。
  - (ii) 株式応募のうち払込部分は銀行の業務に必要であり、加盟国の通貨は手形その他の債務によって代用されうるものではないことを確認したこと。
- (g) 本決議の採択される日或いはその前に選択増資決議が採択されない場合、以下のいずれか早い日より前にはいかなる応募も受理されない。
- (i) 選択増資決議が総務会により採択される日、及び
  - (ii) 銀行が各加盟国に対し、選択増資決議の(延長された場合には延長された)投票期限が終了したと通知する日。選択増資決議が総務会に採択されないまま選択増資決議の投票期限が終了した場合、上記パラグラフ2において定められた各加盟国が応募できる株式数については、本決議に基づく資本の増額後に各加盟国に按分される株式の配分が、選択増資決議の影響を考慮せず各加盟国に按分される株式の配分と等しくなるよう調整される。

上記パラグラフ3(d)に従い手形で支払いが行われた株式に基づき付与された全ての権利(投票権を含む)は、以下の場合において停止される。

(a) 手形の償還請求から20日以内に現金化が行われない場合、若しくは

(b) 合衆国ドル以外の通貨建て手形において、現金化した際に株式の購入価額に不足が生じ、追加の支払いが当該支払い日から20日以内に行われなかった場合。

上記いずれの場合も、支払いが受領されていない株式及び現金による全額の支払いが銀行に受領されていない期間のみが対象となる。

4. 上記パラグラフ3(b)に定められている応募期限後、応募が行われない又は払込みが行われない銀行の株式(上記パラグラフ4において、払込みが行われなかったことにより投票権が停止された株式も含む)は、銀行の未配分株式の一部となる。
5. 銀行は、2018年4月21日の途上国に対する資金の移転に係る銀行と基金の総務会の大員級会合に報告された「持続可能な開発のための持続可能なファイナンス: 世銀グループ増資パッケージの提案」に掲げられている目的と原則に整合的な財務持続可能性枠組を採択する。また、本枠組の実施状況及び本枠組と銀行の戦略との整合性は、5年ごとに見直される。

(2018年10月1日採択)